

ホーム > 市政情報 > 広報・広聴 > 広報 > 報道発表資料 > 報道発表資料一覧 (2018年3月) > 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の指定の取消処分について (2018年3月27日)

更新日：2018年3月27日



## YOKOSUKA NEWS RELEASE

### 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の指定の取消処分について (2018年3月27日)

本市は、平成30年3月27日付けで、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づき、「ランディング株式会社」が運営する指定地域密着型通所介護事業所に対する「指定の取消処分」を行うことを決定し、通知しました。

なお、処分の発効日は、すでに事業所を休止しているため、平成30年3月27日付けとしました。

「指定の取消処分」とする理由となった主な基準違反等は、虚偽の指定申請、人員基準違反、不正又は著しく不当な行為及び不正請求です。

今回の処分における横須賀市に係る不正請求額は、約2,982万円であり、今後、横須賀市においては、40%の加算金をえた額について、返還事務を行います。

また、横須賀市以外の被保険者に関する不正請求分については、今後、確認の上、各自治体において返還事務を行います。

なお、指定地域密着型通所介護事業所と一体的に運営されていた指定介護予防通所介護事業所及び指定第1号通所事業所についても、併せて「指定の取消処分」としました。

#### お問い合わせ

##### 福祉部指導監査課

横須賀市小川町11番地 分館1階<郵便物：「〒238-8550 指導監査課」で届きます>

電話番号：046-822-8393

ファクス：046-827-0566

横須賀市

〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町11

電話番号：046-822-4000 ファクス：046-822-7795

(c) 2010 Yokosuka City

ホーム > 市政情報 > 広報・広聴 > 広報 > 報道発表資料 > 報道発表資料一覧（2018年3月）> 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定の取消処分について（2018年3月27日）

更新日：2018年3月27日



## YOKOSUKA NEWS RELEASE

### 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定の取消処分について（2018年3月27日）

本市は、平成30年3月27日付けで、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づき、「医療法人社団清光会」が運営する指定通所介護事業所及び指定居宅介護支援事業所に対する「指定の取消処分」を行うことを決定し、通知しました。

なお、処分の発効日は、指定通所介護事業所については平成30年4月1日とし、また、指定居宅介護支援事業所については、すでに事業所を休止しているため、平成30年3月27日付けとしました。

「指定の取消処分」とする理由となった主な基準違反は、両事業所とも虚偽の指定申請、人員基準違反、運営基準違反及び不正請求です。

今回の処分における横須賀市への不正請求額は、両事業所を合わせて約1,352万円であり、今後、横須賀市においては、40%の加算金を加えた額について、返還事務を行います。

また、横須賀市以外の被保険者に関する不正請求分については、今後、確認の上、各自治体において返還事務を行います。

なお、指定通所介護事業所と一体的に運営されていた指定介護予防通所介護事業所及び指定第1号通所事業所についても、併せて「指定の取消処分」としました。

#### お問い合わせ

##### 福祉部指導監査課

横須賀市小川町11番地 分館1階<郵便物：「〒238-8550 指導監査課」で届きます>

電話番号：046-822-8393

ファクス：046-827-0566

横須賀市

〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町11

電話番号：046-822-4000 ファクス：046-822-7795

(c) 2010 Yokosuka City



## YOKOSUKA NEWS RELEASE

### 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の指定の全部の効力停止について（2018年3月29日）

本市は、平成30年3月29日付けで、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づき、「合同会社優悠」が運営する指定地域密着型通所介護事業所及び指定居宅介護支援事業所に対する「指定の全部の効力の停止3か月」とする処分を行うことを決定し、通知しました。

なお、これらの事業所には、現在利用者がおり、他の事業所へ引き継ぐ必要があるため、処分の発効日は、平成30年5月1日とし、7月31日までの3か月を停止期間としました。

また、「指定の全部の効力の停止3か月」とした処分の理由は、指定地域密着型通所介護については、平成28年4月の介護保険法改正前の指定通所介護事業所において行われた運営基準違反及び不正請求であり、指定居宅介護支援事業所については運営基準違反です。

今回の処分における不正請求の額は、指定地域密着型通所介護事業所に係る約244万円です。

なお、指定地域密着型通所介護事業所と一緒に運営されていた指定介護予防通所介護事業所及び指定第1号通所事業所についても、併せて「指定の全部の効力の停止3か月」の処分（指定介護予防通所介護事業所は、利用者がいないため、発効日は平成30年3月29日）をしました。

#### お問い合わせ

##### 福祉部指導監査課

横須賀市小川町11番地 分館1階<郵便物：「〒238-8550 指導監査課」で届きます>

電話番号：046-822-8393

ファックス：046-827-0566

横須賀市

〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町11

電話番号：046-822-4000 ファックス：046-822-7795

(c) 2010 Yokosuka City